

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律
根拠条項	第2条第1項
許認可等の種類	農業団体の資産の処分の認可
法令の定め	<p>農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律 (昭和22年11月19日法律第133号)</p> <p>第2条 農業団体は、行政庁の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定施行前に農業団体のした資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいずれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない</p> <p>3 第1項の規定に違反する処分は、これを無効とする。</p> <p>4 第1項の規定施行前に農業団体のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から2箇月以内に同項の認可がなかったときは当該契約は、解除されたものとみなす。</p> <p>5 農業団体が第1項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行為をした農業団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを3年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律施行に関する政令 (昭和22年12月24日政令第281号)</p> <p>第8条</p> <p>2 法第2条第1項の行政庁は、市町村農業会に関する場合にあつては都道府県知事又は特別市の市長、都道府県農業会及び全国農業会に関する場合にあつては農林大臣とする</p>
審査基準 標準処理期間	処分実績がないことから、当面は審査基準及び標準処理期間は設定しない。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsuduki.jourei.html)

(別表1付表)

標準処理期間未設定の理由

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律
根拠条項	第2条第1項
許認可等の概要	農業団体の資産の処分の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定(未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定(未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	処分実績がなく、審査基準が設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なことから、設定していない。
担当部課	農政部農業経営局農業経営課
担当	組合指導係 (内線: 27-262)